

<川越市>

川越市・市道不正認定住民訴訟

<第1回期日>

2018年5月9日午前11時、川越市の市道5565号をめぐる「川越市民23名による住民訴訟」の第1回口頭弁論期日が、さいたま地方裁判所のC棟105法廷(谷口豊裁判長)にて開かれた。

特定の個人宅の役にしか立たない土地を川合善明市長が市道に認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約308万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

続々と明るみにでる川合善明市長の疑惑！

傍聴人約30名が見守る中、原告の川越市民代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士が法廷に立った。訴訟主旨の要約は次の通りだ。

川越市の市道5565号線は、公道から約100メートルで元川越市議の齊木氏宅で突当たり、行き止まりとなる。齊木元市議らの家に行くまでの土地を市道に認定して川越市が舗装し、今後、永遠に管理し続けるという税金の無駄遣いは、齊木元市議や川合市長らが結託して行った不法行為である。

これを認めなかった監査委員の判断は間違えているとし、訴訟を起こした。

本来ならば、齊木元市議が自分の土地の中に通路をつくれればよいのに、川越市に土地を買わせて道路を作らせている。寺尾大仙波線の道路の代替地としては2軒分で足りた土地を、齊木元市議の土地にまで道路をつなげるために川越市は3軒分の土地を購入し、1軒分はずっと空き地のまま。

この維持管理費も川越市が負担している。この短い行き止まりの土地を市道にするのは明らかにおかしい。奥の土地の購入者がここを通路にしたいのであれば、自分で購入して「私道」にすればいい。

そうしないで川越市が市道にし、舗装費や維持管理を負担させられているのは、齊木元市議や川合市長などが「意図的に仕組んだ不正行為」の結果だと考えている。

第1回口頭弁論期日を終えて、清水弁護士と出口弁護士が傍聴した市民に解説をしてくれた。

出口かおり弁護士

「元川越市議の齊木氏がおかしな市道を作らせたことの問題性は、裁判所に伝わっていると思います。ただし、市道の工事費用を支出したのは平成24年のことで、工事費用の支出の決裁権者は直接的には川越市会計管理者なので、川合市長も関わっているとするにはもっと説明が必要ですねと、裁判長は指摘していました。」

清水勉弁護士

「川合市長は首長ではあるが、決裁書類を見ると、指示しているのは市長ではなくて、担当課職員だと。市長が財務会計行為をしていないのに、その点は、どうつながるのですか？と裁判長は指摘していました。ごもつともです。著にも棒にもかからない事例だと、裁判長はそのような言い方をしません。今後は川越市役所に情報公開請求をして情報を集めて書面を再構成していきます。次回以降、お楽しみに…。」

裁判の傍聴を！市民の監視と判断の重要性

裁判を傍聴した本紙の見解を述べておこう。

この事件は、現在も報道が続く国政における「加計学園問題」と同根と言っていだろう。国民＝主権者のために存在するはずの三権（立法・行政・司法）機関の内部は、いずれも主権者に対して閉ざされている。権力が国民をあざむく行為におよんでも、それを国民側が直接的に追及することは、そもそも出来ない仕組みになっている。主権者に可能な、行政の暴走を許さない唯一にして最も有効な方法は「正しい政治家を選ぶ」ことだろう。

選挙戦では候補者が美辞麗句を並べ立て、市民社会の奉仕者になると街頭演説するが、その真偽を有権者である市民は投票前に見極めなければならない。

「この立候補者はウソ偽りなく市民のために働く人物なのか？」という判断は、初出馬の候補者に対しては難しいが、仮にも「政治家」であれば日常の行政をみれば、その政治姿勢や人格は判断できるはずだ。

いま安倍政権の支持率が急落しているのは、数々の問題を国民がみて「信用できない」と判断しているからだ。国政の場合は、マスコミが大きく取り上げて連日報道するから行政悪の問題も見えやすい。

本件のような地方自治体を舞台とした住民訴訟では、マスコミが詰めかけるわけではないから、当の有権者がこの事態を知らないということがあがる。そのぶん、市民自身が自分たちの眼で行政の主張を確かめる必要がある。

次回、第2回口頭弁論期日は7月4日（水）午前10時30分となった。